



令和4年度子育て世帯生活支援 特別給付金のご案内

高校生のお子様がいらっしゃるご家庭へ

- **子育て世帯生活支援特別給付金** (児童1人当たり5万円) は、低所得の子育て世帯を支援する給付金です。
- **高校生分**の給付金を受給するには、**申請が必要な場合**があります。
- 以下のフローチャートを参考に、該当する方は、**長瀬町役場にて申請手続**をしてください。

① 高校生の他に、中学生以下のお子さんを養育していますか？
(令和4年4月分の児童手当を受給していますか？)

YES

NO

② 高校生のお子さんについて、
令和4年4月分の児童扶養手当や
特別児童扶養手当を受給していますか？

YES

NO

支給要件を満たす場合、
申請は不要です！

- ※ 児童手当又は特別児童扶養手当の口座に振り込まれます。
- ※ 児童扶養手当を受給している方は、別途給付金を支給予定又は支給済みです。(一部、申請が必要な方を除く。)

支給要件を満たす場合、
長瀬町役場にて、
申請を行ってください！！

詳しくは裏面参照

■ 厚生労働省 コールセンター

0120-400-903

(受付時間：平日9:00～18:00)

■ 長瀬町役場

「子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外分)」窓口

0494-66-3111 (内線134・135)

(受付時間：平日8:30～17:15)

※ 支給手続や支給要件の詳細は、裏面を御確認ください。

1. 支給手続

- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに、長瀬町役場の窓口へ直接、または郵送でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認のうえ、指定口座に振り込みます。
- ▶ 申請期間は、令和4年7月1日～令和5年2月28日です。

2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

3. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方

- 令和4年3月31日時点で
① **18歳未満の児童**(障害児の場合、**20歳未満**)
を養育する父母等
(※ 令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

- ② {
■ 令和4年度**住民税(均等割)が非課税**の方
または
■ 令和4年1月1日以降の収入が急変し、
住民税非課税相当の収入となった方

※ 児童扶養手当を受給されている方は、別途給付金を支給予定又は支給済みです。(一部、申請が必要な方を除く。)



**「子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、長瀬町役場や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。